

日時：2003 年 12 月 17 日(水)15:00-18:00

場所：財務省北 354 会議室

議題

1. MOF からの報告
  - 1-1 アジア開発基金第九次東京会合(ADF9)の報告
2. NGO からの報告
  - 2-1 ADB 情報公開政策について
  - 2-2 ADB 業務マニュアル改定について
  - 2-3 IFC セーフガードポリシーについて
  - 2-4 ADB チャシューマ灌漑プロジェクトについて
  - 2-5 国際協力銀行(JIBC)の国際金融等業務の案件における調査スキームについて
  - 2-6 サハリン ・ 石油天然ガスプロジェクト(JBIC,EBRD)について

出席者：(敬称略、順不同)

【財務省国際局】

開発機関課：石井(課長)、水野敦(課長補佐)、日向(課長補佐)、朝倉、氷海

開発金融課：水野哲昭(課長)、品川(課長補佐)、升平(課長補佐)

【NGO】

福田、杉田、松本悟(以上、メコンウォッチ)、松本郁子、波多江、神崎(以上、FoE Japan)、河内、高瀬(アフリカ日本協議会)、石田、高橋、竹田(以上、「環境・持続社会」研究センター)、他

配布資料

【NGO】

- ・ アジア開発銀行情報公開政策及び情報政策改定への提言(日本語概要版)
- ・ Comments on the Review of the ADBs Policy on Confidentially and Disclosure of Information-Private Sector Operations and Six Other Important Points-
- ・ Request for inclusion of sector policies in new Operations Manual (OM) (NGO FORUM ON ADB,Inc)
- ・ 苦情救済裁定委員会(GRSC)の評価

---

誠に申し訳ございませんが、議題 1-1、2-1、2-2 については会場の録音状態が極度に悪く、記録ができておりませんことを、ご了承いただけますと誠に幸いです。

### 2-3 IFC セーフガードポリシーについて

松本(郁)：

今年 1 月に出された IFC の CAO ( Compliance Advisor/Ombudsman ) のセーフガードポリシーのレビューについて、マネジメントのほうから今後どのような見直しをしていくのかを伺いたい。見直し計画が今年 6 月に予定されていたが延び延びになり、11 月中旬にセーフガードポリシーの見直し計画があったがそれもまだ出てきてない。IFC のセーフガードポリシーの改定については、輸出信用機関や民間銀行などが参考にしており注目を浴びている。

1 つ NGO の中で懸念があがっていることは、情報公開政策に関しては、パブリックコメントを募ってコンサルテーションを行い解決していこうとしているが、それ以外のセーフガード政策全体に関しては、丸めて 1 つのものとし使い易くするという方針がある、という説明があるようで、これが非常に簡略化あるいは弱体化されてしまうのではないかということである。また、セーフガードポリシーをどのようなコンサルテーションプロセスで進めていくのか、というのも非常に気にしているが、何しろ計画が出てきていない。

実際に、セーフガードポリシーの見直しのプロセスがどのようになっているのかということと、財務省としてどのように考えているのかを伺いたい。2点目は、IFCのほうで人権のガイドライン策定に向けて積極的に取り組むというコメントを出しており、人権ガイドラインの方針はまだ何も決まっていなかもしれないが、今後どのようなプロセスで策定を進めていく予定かということ、財務省から伺いたい。

MOF 水野（敦）:

現在のIFCセーフガード政策のレビューは、今年の1月にCAOのCompliance Adviser Officeから提出されており、これについてはボイケ - 長官以下IFCのマネジメントとして非常に重要な問題と認識していると聞いている。本件に対するマネジメント・レスポンスについては、当初の計画より遅れているが、それはレビューを真摯に受け止めてレスポンスを検討している結果であると聞いている。

今後のスケジュールは、来年1月にIFCの理事会でレビューに対するマネジメント・レスポンスを示して議論をしていく。第2に、理事会での議論を踏まえて、来年6月ぐらいを目処に、IFC事務局の中で新しいセーフガード政策の骨格について、環境社会関係のチームだけではなく、インベストメント・サイドの職員も含めて検討を行う。第3として、予定であり確定ではないのだが、幅広く外部からの意見を求めていくことも検討していくようである。但し、まだマネジメント・レスポンスが出てきてない状態であり、具体的にどうするか当然まだ決まっていないので、今後の検討次第だ。

特に質問2に関して、人権や労働基準に関しては専門性のあるNGOとの意見交換を重視していきたいつもりとのことである。検討が順調に行けば、新しいセーフガード政策の提案、という形で理事会に提案していきたい。

財務省としては、まだマネジメントレスポンスが我々の所にもきてないことから、マネジメント・レスポンスを読んだ上で、検討していきたい。

2番目の人権ガイドラインについては、新しいセーフガード政策を検討していく中で人権について織り込んでいくのか、あるいは他の形で人権、労働基準といった問題をアドレスするのかといったところを含めて、検討を行っていくようである。これも事務局で現在検討中であり、マネジメント・レスポンスを作っている中で、その中である程度方向性が見えるのではないかと。

松本（郁）:

人権についてもセーフガード政策に盛り込んでいくことになるのか。

MOF 水野（敦）:

人権についても新しいセーフガードポリシーに織り込むということになれば、当然マネジメントレスポンスにも入るのだと思う。そうではなくてもっと大きな問題であるということであれば、推測に過ぎないが、IFCという1つだけの機関の問題として捉えるのが良いのか、もっと根本的な問題ではないのかということも出てくる。したがって、1月6日のマネジメントレスポンスに織り込まれるか織り込まれないか、というところで見えていく必要がある。

松本（郁）:

1月6日には確実に出てくるのか。

MOF 水野（敦）:

質問をいただいてから、今後のスケジュールについて取材をし、1月にあわせてマネジメントレスポンスを出せるように頑張っているという回答を受けている。

松本（郁）:

もう1点質問の中でははっきりと語らなかったが、セーフガードポリシーの中で2つをはっきりと分けてしまい、情報公開のほうはかなり細かく時間をかけてコンサルテーションを行い意見を求めるが、それ以外のものに対しては、内部で検討したもので改定し、実際にNGOに説明をするというプロセスが確認されていない。情報公開のほうは多くのプロセスで議論されるかもしれないが、それ以外のものについて全くないというのはおかしく、また、それ以外のものを全部ひとつのセーフガード政策にしてしまうことには問題があるのでは、というのがNGO側の懸念である。

MOF 水野（敦）:

中身を分けてと仰ったがどういう意味か。

FoE 松本:

情報公開だけでなく他の点についても、議論を1つ1つ行っていきたいということだ。もう1つは、終わりをいつに設けているかというのをうかがいたい。

MOF 水野（敦）:

終わりというのは、いつまでに最終成果物としての新セーフガードポリシーを仕上げるかということか。

松本（郁）:

はい。

MOF 水野（敦）:

聞いていない。まず理事会にかけて、そのあとにパブリック・コメントに付すというようなことを考えているようだ。どう内容を改訂するかというのが問われており、CAO のレビューでもセーフガードポリシーがかなり前に策定されたものであり、最近の状況に対応できていないのではないかと指摘がある。それに対応しなければいけないということであれば、しっかりとしたものを作る必要があるだろう。今のところ事務局としては順調に行けば、6月の議題にかけたいという希望を持っているようだ。

松本（郁）:

来年の6月に全部ということか。

MOF 水野（敦）:

順調に行けばだが、新しいポリシーを理事会で議論できればと考えているようだ。

松本（郁）:

それでは6月に全部ということでよろしいか。

MOF 水野（敦）:

そういうことまでは聞いていない。

MOF 石井:

（マネジメントレスポンスは）まだ出てきていないのか。

MOF 水野（敦）:

出てきていない。

松本（郁）:

それでは新しい政策でどのように改定するかを伺いたい。

MOF 水野（敦）:

それは現時点では分からない。整理すると、提言を受けて今後どうするかというマネジメント・レスポンスは来年1月に理事会にかけたいということであり、そこでの議論を踏まえて、新しいセーフガードポリシーを検討していきたいということだ。その際には、どのような形式になるかは分からないが、できるだけ外部の方の声を参考にし、さらに理事会にかけるとのことだ。順調にいけば6月と言っていたが、これより遅れることも。情報公開とその他を分けるという話は、我々も聞いていない。

松本（郁）:

今石井課長が驚かれたように、6月までに全部というのは難しいと思う。今の懸念というのはIFCの中で早く改定案をまとめなければいけないということがあり、情報公開政策だけは時間をかけて回答をするが、それ以外のことに関しては中で済ませ

てしまおうというような動きがあることだ。そのあたり是非、現場の人々も数ヶ月でできるようなものではないし、1つ1つ時間をかけていかなば、成果のある改定はできないと思っている。そのあたりを注目していただきたい。

MOF 水野（敦）:

そこを我々もよく気をつけるようにする。何しろマネジメントエキスパートの人たちはそれぞれの意向があり、その検討期間やコンサルテーション期間等を要すると思うが、それを見てまた決まっていくことだと思う。今の段階で出てきているものから先のはちょっと難しいが、その時にはそういった懸念が何らかの情報に基づいてあるとして、我々も気をつけてみるようにしたい。

## 2-4 ADB チェシュマ灌漑プロジェクトについて

石田:

チャシュマ灌漑プロジェクトではインスペクションの実施が2003年4月に決定されたにもかかわらず、パキスタン政府が行う苦情救済裁定委員会（GRSC）の結果を待ってからインスペクションをスタートさせるという異例の措置が採られた。しかし、その結果はというと、GRSCに多くの問題が指摘されている。1点目は設立プロセスについて、最初の段階から問題があり、例えば委員の11人中6人がプロジェクト実施側でありながら事実上の拒否権を持っているなど、非常にバランスが悪いということだ。ジェンダーのバランスも著しく欠いている。実際の運営面においても、ToRの規定に違反して、州議会のコンサルテーションを怠り、住民代表の選定が首長の独断で行われてしまっている。また、ToRが3月に行われるということだったが実際には2ヵ月半遅延し、その後行われた会合以外の議事録やレポートなどの公開がToRに違反して拒否されている。その他に、住民が主催した会合にGRSCのメンバーが招待されたけれども、1人も参加していないといった問題もある。実際にGRSCから勧告が出たが、住民が一番求めていた住民の移転アクションプランに対しての勧告がなされていない。設立および経過プロセスに非常に問題があり、実際出てきた勧告も住民が本当に願ってきたものに添う形ではなかったということで、非常に残念な結果となっている。これを受けて今回の定期協議で、このインスペクションの開始時期の妥当性と、ニューアカウンタビリティーメカニズムにインスペクション政策のほか問題解決機能が含まれたわけだが、これに関する評価をお聞きしたい。

質問の1点目は、インスペクションの開始時期について、このように時間がかかってきており、我々としてはインスペクションをもっと早期に開始するべきであったと思う。現在の段階でどのように評価しているか。

2点目は、ADBのニューアカウンタビリティーメカニズムの問題解決フェーズについてである。リクエスター自身はland for landで土地による補償を望んでいたが、GRSCでは最終的に住民移転計画を作ることに失敗した、と評価している。今回を踏まえ、問題解決機能を実際運用していく際にこういった事が重要であると考えているか。

3点目は、ADBのサムットプランカン汚水処理プロジェクトの時には、実際にタイ政府の反対によって現地調査を行うことができなかった。サムットプランカンの場合、インスペクションの結果を受けて、その後なかなか効果的にならなかった部分が多かったという反省があると思う。パキスタン政府との交渉、現地調査ということに関して何か進めていることがあるか。

4点目は、融資の終了日についてである。最終的な融資の終了日が2003年12月31日となっていたが、これからインスペクションを開始するので、パネル調査に基づいた勧告を適切に実施するためにもADBとして少しでもレバレッジを確保していく事が重要と考える。これに関して実際延長予定があるかどうか。またその場合は、どの程度延長するのかについてお答えいただきたい。

MOF 日向:

本案件に係るインスペクション要請の理事会のときに、リクエスター、ADBマネジメントの意見やコメントをBIC(インスペクション委員会)が総合的に判断した結果、GRSCの中間報告書とそれに対するリクエスターのコメントを見たうえで、早期のインスペクションが妥当かどうかを判断していくというBICの提言が指示されて、ADB理事会として決定した。

2番目の質問から答えると、先ず問題解決を図るということについては、もちろん問題解決なので全ての関係者が満足のいく解決が図られるというのが望ましい形だ。ただ、現実的に見てIFCのオンブズマン制度で問題解決機能はあると思うが、100%

全ての関係者が満足する結果になっているかと言うと、私の認識では必ずしもそうはなっていないと思う。当事者同士がに話し合って問題解決が図れれば、時間的や労力的も一番良いと思っている。一義的にも問題解決から始めるべきである。

GRSC が機能したかどうかという話について、住民が望んでいた土地による補償を盛り込む事ができず本格的な住民移転計画を作ることに失敗した、という評価がされているようだが、これ自体初めて聞いた話でびっくりしており、ADB 事務局に確認を取っているが、現在担当の方がミッション中でこの場においてははっきりとした回答をすることはできない。いずれにしても、ADB が今回の経験を踏まえて学ぶべきところがあれば、それを経験として得てもらいし、新しいアカウンタビリティ・メカニズムの問題解決機能の強化なり向上なりにつなげるようにしてもらいたい。

最初の話で、インスペクション開始の時期は理事会の決定ですが、理事会では我々からは BIC に対してリクエスターの意見やマネジメントの回答などを踏まえて中間報告がきちんと評価できるよう、本件についての推移を引き続き見守るようおねがいしました。インスペクションの開始を 12 月と判断したことについて、BIC のメンバーの中でどのように議論があって、どういう判断で中間報告書が出たときに早期のインスペクションが必要ないという事というのは、いろんな方法でアプローチはしてみたが、BIC のメンバーでないために、明確にはわかりません。実際に BIC からこうなりましたという形の事が多かったため、そこは我々としても不満が残る。ただ理事会で決定された内容もその判断を BIC に委ねることなので、最終的には BIC の判断を尊重していく。

3 点目については、インスペクションのプロセスでパネルが選ばれ、現地視察というのは当然のことながら入っていると思っている。現段階では何もまだ決まっていない。ただ、サムット・プラカンの例で言えば、パネルが決まってその TOR を決めることと同時並行的だと思うので、現地に訪問に行っていまいかという話は現地の政府に話をしていると思う。

4 点目については、先ず一般論として、案件単独で見れば、融資のほとんどがディスパースされている場合は、融資残高が多い場合よりレバレッジが少ないことは事実。しかしながら、パキスタン政府は、本件以外に多額の融資を ADB から受け取る計画があり、本案件だけでパキスタン政府に対するレバレッジが非常に少なくなったとはいえないと考えています。融資の終了日は今月の末で、我々としてもどうするのかと思って確認したが、担当のスタッフがパキスタン政府に出張中であり、確認できない。具体的に今日の時点までに詳しいことは聞いていないが、当局との協議の中で 12 月に終わらすのではなく、何らかのことを考えているのかなと思っている。

石田：  
では 4 点目のことに関しては具体的な事は分からない状況なのか。

MOF 日向：  
わからないということになってしまう。ただ、少なくとも現地訪問についてはタイであるようなことがあり、世間から批判を浴びているため、パキスタン政府もそれは充分知っていると思う。ただ、何も決まっていないので、確実なことは言えない。

石田：  
パキスタン政府もそう思っていることを願うが、サムット・プラカンのときに現地訪問がなされておらず、もしまたこのケースでも現地訪問がなされなかったら、インスペクション・メカニズム自体が問われると思うため、是非現地訪問をしてほしい

MOF 日向：  
本件は、旧メカニズム制度で実施される案件のため、新しいメカニズムで現地訪問ができなくなることはおそくないと思う。サムット・プラカンのときに現地訪問ができず、人によっては、十分な調査ができていなかったのではないかという考え方もあるので、パキスタン政府の常識に期待したい。

杉田：  
先程 GRSC の勧告の移転計画や land for land についておしゃっていたが、土地への補償に関しては、land for land はなしで金銭的な補償だけであり、それも地方政府の adscript Authority によってマーケットプライスが一方的に決められており、それが支払われている。勿論 ADB の計画によって引き起こされたわけではないが、ADB の融資によって被害が引き起こされており、その被害に対する対応も ADB の政策に基づいて行われるべきである。

問題解決メカニズムに関し、GRSC をやるべきだったかということについても我々で議論しているが、結果的に住民が一番必要とする土地の保障や受け入れが作られなければならないと考える。それはもしかしたらインスペクションの過程において政策違反が認められた後であればやっていけたかもしれない。今この状況の中で、問題解決メカニズムによって十分な保障がされないであろうそのインスペクションが、どのように問題解決しうるのか。

もうひとつが、融資終了日が12月31日ということだが、その保障はADBの政策にもとづいて行われていないことによって、プロジェクトのローンが終了してしまうという懸念がある。

MOF 日向：

サムット・プラカン为例に置くと、おそらく多くに政策違反があったのではないかと推定ができる。が、(チャシュマの場合)まさに今後パネルが調べたうえで判定を下すという話になるため、現段階では違反があったとは断定的に言えない。ただ、サムット・プラカンの例だとリコメンデーションとして、住民移転に関してマネジメントに要請した。実際に住民移転問題についてのリコメンデーションが出されるかどうかは、パネルが調査した結果を踏まえて必要であれば、何らかのものを出すであろう。現段階で何が出されるか、あるいはどういったものが必要かというのは、調査結果を踏まえた上で、提言が妥当かどうかという話になると思う。

石田：

もともと特例的にGRSCの結果を待ってインスペクションを開始するというプロセスの中で、これに関してADBのほうでも何らかの評価というものがあると思う。住民の方でもかなり問題点を指摘していることと、もっと早期に開始するべきであったと考えるので、是非そういったことを考えていただければと思う。また、ニュー・アカウンタビリティ・メカニズムの強化や改善といったことを、今後の教訓として活かしていただければと思う。

福田：

1点だけ、現地訪問の問題だが、先ほど新しいアカウンタビリティ・メカニズムについて触れていて、この点に関して新しいといているが、基本的に新しい政策でもなんら変わっていない。事前にノンオブジェクションを取るという条項は最終的に新しい政策まで残ったので、もし今回パキスタン政府が強行に来るなという事になれば、確実に前例としてアカウンタビリティ・メカニズムまで引き継がれると思う。後からみんな嫌と言わない政府はないのではないかと。今回とにかく穏便に現地に行ってほしいし、もしうまくいかないようだったら是非日本政府としてもできることをやっていただきたいと思う。本当に行かなかったら、ADBはこれがルーティンになってしまうのではないかと真剣に心配している。

MOF 日向：

それは仰る通りだ。

## 2-5 国際協力銀行(JBIC)の国際金融等業務の案件における調査スキームについて

波多江：

具体的に2点あり、フィリピンのサンロケ多目的事業について、この協議会でも何回か挙げさせていただいているが、今年の5月に発電が開始され完工し、その一方で、従来から指摘してきた問題、1点は流域住民の生活環境の悪化、それから先住民が非常に懸念してきた上流への土砂堆積の問題の2点がある。

最近の状況から、1点目の生活状況の悪化という点に関しては、砂金採取ができなくなってしまった人達、農地を収容されてしまった人達、それから完工して雇用がなくなってしまった人達、地元住民の生計手段、特に現金収入が非常になくなってきている。電気代や水代が払えない人が増えてきている。その中で彼らがどのように生活をしていくかということで、例えば事業地に入って廃材を拾ってきて、それを生計手段の1つにしていたり、あるいは貯水池で上流から来る魚を取っている。しかしその魚は上流の方で鉱山開発が進んでいて、鉱毒汚染されているのではないかと、住民も懸念もしていながら家族の生計のためにやむを得ずそういったことをしている。土砂堆積に関しては、事業者の方も対策をしなければいけないということで砂防ダム建設や植林政策等を進めてきつつも、植林の政策などは住民の参加を得た形であるのが難しく上手くないという状況が報告されている。

そういった状況を踏まえて今年の6月頃から我々NGOの側から、また、日本の国会議員の方からこういった適切な補償措置、

代替の生計手段といった解決手段の模索のために新しいモニタリングシステムが必要なのではということで、JBIC の方に要請を出させていただいている。これまでのところ、JBIC は要請に対して、例えば環境審査室が定期的に現地調査を行っていることや、カナダ人の独立環境コンサルタントを雇っているといった形で、モニタリング体制は十分だという回答をしている。これまでも JBIC には 5 年間ずっと問題を指摘し続けてきたわけだが、そのたびに JBIC がモニタリングを行っていて、そこで問題解決がされるよう努力しているということをおっしゃってきた。が、実際、98 年に着工されて 5 年経った今も問題解決が図られていない。そこに我々としては、これまでの JBIC がとってきた調査スキームに問題があると考えている。

具体的にここに 4 点挙げさせていただいているが、例えば調査の独立性ということに関しては、事業者が JBIC のコンサルタントのために、聞き取りのアレンジメントをしている。その時点で調査の偏りがあり、調査の独立性に問題があると思う。また、そのプロセスの透明性という面でも、我々には調査のスキーム、ToR や調査の報告などの情報公開がされておらず、プロセスの不透明性といった問題がある。3 点目としては、ステークホルダーの参加という意味で、現地では、警察等とも関わってくるが、推進派からの嫌がらせといったものを住民の方は非常に懸念している。実際に警察などが、反対している住民のリーダーの家に行って家宅捜査といったことをしている。そういった状況を垣間見ると、調査対象者への配慮が必要なのでは、という点がある。また、調査をした段階で例えば問題があった場合に、どういうふうに事業者が対処しているかという仕組み、全体的な仕組みが整っていないのでは、といった点を問題だと考えている。またここに挙げていないが、調査期間というものも非常に問題だと考えている。調査期間というのは、例えば環境審査室に関しては例えば 1 週間くらい現地調査をされていると聞いているけれども、その現地調査の中で彼らが時間を大半費やしているのはマニラであり、マニラで何をしているのかはわからないが、サンロケ現地の人達の生活を、例えば 1 日か 2 日で行う調査で、どういうふうに有効な調査ができているのか、そういったところに我々は問題を感じている。我々としてはそういった問題点、先程申し上げたような現地の問題、そういったものも鑑みて、新しい調査の仕組み、モニタリングの仕組みが必要なのでは、ということを感じている。財務省としては、これまでの調査スキームで充分だと考えているのか、そういった点をお聞きしたいと考えている。

2 点目は、急に質問を変えさせていただいた点で非常に申し訳ないと思っているが、今月の 12 月初めに融資契約が締結された件である。ミンダナオの石炭火力発電事業という案件についてだが、この案件に関しては新規の案件ということで新環境ガイドラインが部分適用されていて、5 月にウェブサイトに JBIC が融資の検討をしているという事が公開された。その後地元農民団体や漁民団体、それからまた我々 NGO などから要望書などを提出しているが、主に我々が懸念している問題として 5 点ある。

1 つは重金属、石炭を燃焼させる際に出る重金属による公害対策が充分であるのか。それから温排水による生態系への影響。もう 1 つは非自発的住民移転ということで補償水準が確保されているのかといった点。また漁民への影響、生態系への影響からそういった面への影響が考慮されていないのではないのか。3 点目としては、石炭ではない代替案がきちんと検討されてきたのかそういった点が懸念されている。4 点目はサンロケのときでも大変問題になっているが、独立発電事業者がフィリピン電力公社と結んでいる電力購買契約に関して電力供給が不当に高く設定されているのではないのか、そこからフィリピンの消費者に負担が強いられるのではないのかという点。5 点目は適切な情報公開・協議・参加機会の欠如があるのではないのかということである。例えば公害対策のモニタリングといったところに立案段階から住民が関わってモニタリングをする体制が整っているのか。また、この発電事業自体が工業団地の中で行われることになっており工業団地内にガードマンがいるわけだが、その中で自由な発言が阻害されている。そういった方々の自由な発言をする場所がきちんと配慮されているのかといった懸念を JBIC に挙げてきた。

JBIC に、こうしたことを現地調査できちんとしていただきたいという要望も踏まえて要望書を提出したが、今月 12 月初めに融資契約が締結されている。現地 NGO や私達が挙げてきた懸念などが JBIC の審査過程また意思決定過程にどのように反映されたのか、またどのようなレビューの結果及び今後の対策がされるという評価をして契約がされたのか、ということが現地 NGO や我々にこれまでの段階では全く説明されていない。ウェブサイトで新環境ガイドラインに順じて環境レビューが公開されているが、それも 2 ページで全く私たちの懸念している点に対する答えにはなっていない。我々としては少なくとも現地で活動している要望書を提出した団体、そういったグループには対しては、文書できちんとその懸念に対してどういう配慮をしているのかという回答をすべきではないかと思っている。そういった点については、財務省の方からも JBIC のほうに改善を求めていただきたい。

ここまでは要望なのだが、質問させていただきたいと思っているのは、この案件に対するモニタリングのスキームについて。この事業自体は JBIC とドイツ復興金融公庫 KfW、市中銀行の共同融資というように聞いていて、ドイツの金融公庫の方が

らドイツのNGOに伝えているところによれば、協調融資をする金融機関の間で、独立の専門家に長期のモニタリングを依頼していると聞いている。我々はそのスキームについては全くまだ聞いていないが、サンロケダムの経験からして、十分なモニタリング体制になるのかという点を非常に懸念している。その中で財務省がこのスキームについてどのように把握されているのか、どのように評価されているのかをお聞きしたい。

MOF 水野：

まずサンロケダム関係だが、我々がJBICから聞いたところによれば、世銀のプロジェクトなどで実績を持つ環境コンサルタントと契約して、その者が第3者的な立場でフィリピン政府及び事業者の環境社会配慮のモニタリングを実施しているということである。先ほど流域住民の生活状況の悪化や土砂堆積の話などで指摘があったように、そういった点についても、対応が図られていると聞いており、JBICとしては第3者的な立場でのモニタリングが機能していると考えている、と聞いている。それからToRの公開についての質問だが、JBICが契約している独立環境コンサルタントによる調査スキームは、あくまでも融資契約において求められている環境社会配慮が適切になされているかという点について、融資者として客観的な判断をするために行っているものであり、ToRを含めて融資契約の当事者以外にその内容を公開することを前提としたものではない。ただ今回ToRをご覧になりたいということ承ったのでJBICの方には伝えたいと思う。それから調査スキームについて、繰り返しになるが、JBICとしては現状のモニタリングが機能していて、新たな調査をする必要はないと認識しているというように聞いている。例えばJBICと業者が行う調査期間にマニラにしか行っていないという、そういった事実関係はわからないが、そういった指摘はJBICに伝えて、彼らの意見も聞いておく。

ミンダナオの関係だが、直前に質問を頂いており必ずしも質問に答えているか分からないが、地域住民の方々が持っている懸念というものには事業主体が対応しており、そのうえでJBICとして融資の意思決定をしたというように聞いている。ドイツ復興金融公庫については、我々には事実関係は良く分からないが、JBICに聞いたところでは協融の金融機関や銀行が共同で独立の専門家に長期のモニタリングを依頼したという話はないと聞いている。本プロジェクトについて環境社会面において事業実施主体が行う配慮については、この事業実施主体から地域住民に対して説明が行われており、JBICとしても現在のアカウントビリティーについての特段の問題はないと認識している旨、聞いている。

波多江：

ドイツの金融機関と共同で独立専門家によるモニタリングはないということなのだが、JBICが独立でモニタリングを行っているのか。

MOF 升平：

その件に関してはJBICとして独立の外部コンサルタントと契約し、モニタリングを行わせていると、聞いている。

松本（郁）：

サンロケダムの事例で、我々としてはこの5年間事態は悪化して何とかなしたいという想いであり、もう少し現地の方がどのような生活をしているのか、どのような生計手段の可能性があるのかを理解するために、もう少し長期的で地域の生活に合った選定基準を模索していただかないと、このままでは問題解決がするとは思えない。そのため、調査の独立性ということもあるが、もう少しどのような形で調査を進めているか、ToRなど情報公開していただかないと、また、実際どのような課題があり、どのように問題解決が図られているのかなどのレポートの内容を公開していただかないと、我々には分かってこない。JBICのモニタリングの問題点に対して、どのようにすればよいのか真剣に考えていただきたい。

MOF 升平：

その点についてだが、例えば今までサンロケに係る話では、FoEの方々から「地域の住民が苦しい生活をしている」という話を聞く一方、JBICからは「きちんとモニタリングをしており、問題が出てきた場合にもきちんと対処している」との話があり、すれ違いの議論となっていることが多いように感じている。これをかみ合わせるため、例えば嫌がらせを受けたとされる個別の現地住民のリストや、強制移転の事実を御存知であれば個別の具体例を教えてください、と、FoEの方には今までに何度かお願いしているのだが、今のところこれに対する返事がないと認識している。例えばこのような個別具体例を教えてください、その事実をJBICに伝え、調査させることもできるし、そこで問題があるようなら、その次のステップに進むことができるのではないかと。そのため、一般論としての話だけではなく、個別の話をお願いしたい。

松本（郁）：

これまでも現地調査に行ったときに、具体的にどれだけ生活が圧迫されているのかという事実、例えば実際の収入がどれだけ減っているのか、どれだけ借金が増えてきているのかといった資料を渡していると思う。が、それ以上に村全体がどのように貧困状態に陥っているのかといった全体の調査には、我々は手が届いていない。ただ、できる範囲で情報提供はしている。例えばそれが本当でないとしたら、むしろ JBIC のほうで調査がなされたのか伺いたい。現地は具体的にどのような生活をしているのかといった話は伝えたいと思うし、全体でどのくらい貧困があるのかというような、我々でできる範囲の情報は公開してきたつもりである。もっとデータがほしいというのなら言ってほしい。

MOF 升平：

その資料・データというのは JBIC に出されたものなのか、それとも当方に出されたものなのか。

松本（郁）：

前回会議をしたときに提出させていただいた。1つの事例として出させていただいた。それは勿論個人名といったものは出してない。

波多江：

1つミンダナオの件で気になっていることは、事業者からのモニタリング等の説明は住民にされているという話は伺ったが、ステークホルダーの認識の違いがあるように思える。例えば、農民団体・漁民団体など JBIC に要望書を出した団体には、おそらくそのような説明がなされていないように思える。また、要望書が出された後も説明がなされていない。例えば非自発的住民移転に関して移転をする住民に対しては個別に説明をしたと環境レビューに書いてあり、個別にサインをいただいたということは確認していると思う。そういったことで事業者の方がコンサルテーションを開いたということを JBIC は評価しているが、我々は今回 JBIC に対して要望書を出したグループに対しての説明がなかったと理解している。

あと、事業者からの説明があったという話だが、他の融資機関からきちんとしたレターが届いているのに比べると、JBIC から融資の段階で何も返答がないというのは、アカウントビリティーといった観点から非常に問題があり、JBIC の対応の仕方にも問題がある。その点の改善を求める。

MOF 水野：

我々が聞いている限りにおいては、プロジェクトの説明会のごく初期の段階から現在まで数十回、特に 2002 年以降だけで 30 回以上実施されていると聞いている。ただ具体的に要望書を出した団体に案内書が届いているかどうかは、急な質問なのでよく分からないが、いずれにせよ、今指摘された 2 点については JBIC に伝えたい。

松本（郁）：

最後に ToR が公開されたときに JBIC にもう一度伝えていただきたいと思っているが、これまでの調査に関して、非常に短い期間での調査であったが、これでうまくいっているという根拠を持っているなら、そのレポートを公開していただくよう財務省からもお願いしていただきたいと思う。また、モニタリングのレポートが公開されないと、結局情報のすれ違いが生じる。こちらが情報を公開しているのだから、金融機関から情報を出されないと情報のすれ違いが生じる。今後もモニタリングを前提に状況が改善されるのではないかと思うので、是非その点に関しては財務省から JBIC に伝えていただきたい。

MOF 水野：

このレポート作成にあたっては、関係者からヒアリングした情報を元にした部分もあり、その過程でその成果を公表しないという前提で情報の提供を受けた部分もあるので、どの程度そのような要望に応えることができるかは分からないが、いずれにしてもそのような要望があったことは JBIC に伝えたいと思っている。

松本（郁）：

もしどうしても、例えば個人名を公表することができないようであれば工夫してかまわないが、全部公開できないというのは、我々も十分に説明されたと認識することはできない。

松本（悟）：

話を聞いていて重要だと思った点は、升平さんが仰ったように、具体的に誰がどのような状況で貧困化しているとか、ここに書かれているようなことを被害として受けているのかということで、1つ1つのデータがあれば1人1人のことについて言え

るが、そうでないに対応ができないというのであれば、大変だと思う。ここに書かれているようなことを財務省から JBIC に伝えるだけではなく、せつかくこのような場がもたれており、財務省の歴代金融課長がこの案件に対応しており、JBIC の監督官庁として感じる点があるのなら、FoE が対応できるものもあるだろうし、JBIC が責任を持って対応してもらいたいものもあると言いたい事もあると思うので、このような場で是非率直に伺いたい。

MOF 水野：

結局事業を執行しているのは JBIC なので、基本的に我々としては NGO と JBIC の間で議論をしていただければと思う。その中でまずい点があれば、JBIC から話を聞いていきたいとは思っている。

松本（悟）：

例えばこれは調査方法について言っているものであり、調査することが必要だと現地の人々も FoE も言っている。そういう意味では、原則として JBIC が独立環境コンサルタントを雇って調査を行うことには反対していない。ただその方法では、彼らや現地の人々が把握している情報とは齟齬があり、そのやり方に問題があるのではないかという指摘だと思う。そういうところまで、財務省がしっかりと JBIC に対して言うことは難しいのか。

MOF 水野：

まず論点をはっきりさせることだと思う。

松本（悟）：

先ほどすれ違いと仰ったが、論点はそこではないのかと思う。本当に具体的に 1 人 1 人のことについての情報を出さなければ、財務省としてその論点に切り込めないというのであれば、FoE 等がそのメッセージを受けて考えなければいけないと思うのだが、そういったものがなければ難しいということか。この調査方法に対する論点を進めるためには具体的な事例がもっと必要なのか。

MOF 水野：

何のことを言われているのかが明確ではないのだが。

松本（悟）：

ここに書かれていることは調査方法だと思うし、これでは的確に現地で抱えている問題を吸収できないといったように書かれていると思う。それに対してすれ違いだと仰ったので、そのすれ違いがどこなのかははっきり見えないと、せつかくここで会議をしていてももったいないのではないかと。調査の方法として財務省は JBIC に対して、このようなことが確保されなければ調査でどのような内容が出てきても信憑性がないのではないかと、言えるのならばそれで良いが、もし具体的な情報がないならば、この調査方法の問題性が言えないようであるならば、また考え直さなければいけないと思っている。それで先ほど仰ったのは後者、つまり具体的な情報がないと JBIC の調査方法に対して言えないのかと思った。

石田：

JBIC のことに関してざっくりばらんに議論ができればよいのだが。

MOF 水野：

JBIC の方と詳しく議論をもたれているわけではないのか。

松本（郁）：

ミッションに行った後に持った。JBIC の方からも、具体的に現地の人々が補償をもらっていないといった情報があるならば、情報がほしいと言っているのだが、JBIC としては自分達の調査方法に問題があると認識していないので、そのところで話をしても平行線で終わる。我々は、問題解決の方法としては現地の状況を把握した上で正しい計画を考えていただきたいと思っている。だが、「今の生活はどうか」と数時間、現地世帯、しかも新しい現地世帯が事業者によって作られた場所だけを訪問しインタビューするだけといったような状態だけでは、問題解決につながるような調査を行うことは難しいと我々は考えている。

石田：

なかなか JBIC と話すだけでは問題解決には結びつかないという苦しい思いを何年も NGO のほうではしてきているので、そういった意味で財務省の協力をいただきたい。

MOF 水野：

直接事業を執行しているのは JBIC なので、JBIC と NGO とのコミュニケーションが良く取れていれば、そもそもこのようなことは議題にあがってこないわけなのだが。

石田：  
JBIC だけでは解決できない問題もあるかもしれない、財務省の協力が必要な部分もある。そういった意味では、JBIC がこうだから財務省に寄りかかりたい、というわけではなく、今後もよろしく願います。

## 2-6 サハリン・石油天然ガスプロジェクト(JBIC、EBRD)について

神崎：  
サハリンについては協議会の場で何度も議題に挙げているので詳細は省くが、まさに今 EBRD、JBIC をはじめ各金融機関が融資の審査の段階であり、重要な時期なので個別のプロジェクトではあるが、議題に挙げさせて頂きたい。今回議題を挙げるに当たって重要だと思う点は、プロジェクトが審査の段階にあるという点と、しっかりと情報収集情報共有を必要があるという点である。融資審査の段階でしっかりと情報収集、情報共有が行われていれば、問題が生じた場合には各銀行のガイドラインに基づいて問題の回避、問題の最小化に結びつける事ができるのではないかと思う。

サハリン の第 2 期工事にあたり、各融資機関で、今の段階では情報が不十分で、また情報を集めているところであるが、我々も同じように感じており、6 点ほど具体的に問題を提起させていただきたい。

まず一番大きな問題として、融資の判断をするにあたり重要な材料である環境アセスメント報告書(EIA)のデータに不備があり、データに齟齬がある中でどのような判断が下せるのかという点がある。2 点目として、これらのプロジェクトが自然環境、社会環境に影響を及ぼす場合に、しっかりと影響緩和策が盛り込まれていないという点、3 点目として油流出事故が起きた際には対応計画に基づいて対応するのだが、それが 2006 年の操業開始のわずか 6 ヶ月前にしか完成しない点、4 点目としては日本での公開協議が、個別に NGO や行政関係の方が事業者に出会う機会があったが、一般の人々には行われておらず、またそのプロセスが不透明である点、5 点目としては現地の住民に対して天然資源がどう行き渡るのかといった点に対して全く計画がなく現地の住民に対する恩恵が曖昧である点、6 点目としてはこのような問題に対する我々の懸念や要望に対して事業者から回答が寄せられてない点が挙げられる。第 2 期工事には、以上の問題点があり、環境社会影響への配慮が充分とは言えず、各金融機関のガイドラインを遵守していないと思われる。

また、ロシアでは 10 月 19 日に IUCN、WWF、Greenpeace、IFAW が EBRD に対して、アメリカでは 11 月 25 日に NGO の 11 団体が米国輸出入銀行に対して、懸念の表明および融資の慎重な検討を求める趣旨の文章を提出した。さらに、ロシアの NGO は、TEOC を承認した State Ecological Expertiza のプロセスに不備があったとしてロシア裁判所に提訴した。現状での融資承認は、深刻な環境社会影響を増大させるため融資を行うべきではないと考える。このような状況を鑑みて、以下についてお尋ねしたい。

質問 1 について、JBIC、EBRD の現在の融資検討状況について伺いたい。あわせて 1) EBRD、JBIC は、融資判断をするために更にどのような情報を必要とし、いつ全ての情報が整うことを想定しているのか 2) JBIC は北海道を訪問し関係者と面会した際、漁業関係者とは面会しなかったと聞いているが、その理由 3) 融資機関共同のコンサルタントの調査状況についても伺いたい。

質問 2 について、SEIC はオオワシや流出対応計画に関する専門家間会合を提案しているが、そのプロセスが適切であることと問題を個別化しない事が重要である。形骸化した協議ではなく、事業の変更の可能性も含め適切なプロセスに基づく総合的な専門家会合や協議を融資以前にもつことが問題解決や十分な環境配慮のために有効なプロセスであると考えているが、EBRD や JBIC も参加する形で、このような協議を実現できないか、意見を伺いたい。

質問 3 について、開発地帯周辺が重要な営巣・生息地となっている希少種オオワシについて様々な動きが見られる。1 つは 1

0月下旬に開催された「日露渡り鳥保護・研究会議」では、その場で環境省より、日本に希少種が多数渡ってくるサハリンにおいて、保護調査を行うという提案がなされ、また、知床が世界遺産登録候補地となることから、オオワシの保護計画を作ろうという動きが出ている。我々は以前に一度関係省庁の連帯について議題に挙げた事があるが、このようなことについて、具体的に環境庁と意見交換あるいは連携を図っているのか伺いたい。

MOF 斎藤：

質問がJBIC、EBRDと2つに及ぶので、私がJBIC関係について、石井課長がEBRDについて質問に答えていきたい。

まず質問1であるが、サハリン 融資の検討状況については、現在サハリンエナジー社、スポンサー、主要ベンダーなどが一堂に会しており、そこでファイナンス組成のための検討を実施している状況にあると承知している。それで融資判断に必要な情報、及びいつ情報が整うのかという質問については、今まさしく当事者間で検討を進めているという状況であり、現時点で時期について申し上げるのは難しい。

JBICの北海道訪問については、漁業関係者がどのような範囲を指すのか曖昧ではあるが、JBICの方では必要に応じて面会に応じていると聞いている。

融資機関共同のコンサルタントについては、それぞれ分野で活用されているとは聞いているが、それぞれの調査状況については特に承知していない。

MOF 石井：

質問1のEBRDに関することだが、融資内容の交渉と平行して、サハリンエナジー社に提出された環境評価報告書を審査していると承知している。その過程で審査に必要とされる情報については、追加的に採用してきたと考えている。また、その議論の過程で改善すべき点が見つければ、その点についてはサハリンエナジー社と協議することだと理解している。すなわち、手続きにおいてはNGOと協議した環境ポリシーに則って適正に行われていると理解している。今後については、一般論でしか申し上げられないが、スポンサーが作った環境アセスメント報告書に改善すべき点があれば、環境アセスメント報告書の追加版あるいは補足版を作成する必要があると、問題があればそれに対する対応策を考える必要があるだろう。繰り返しになるが、環境アセスメントの審査については現在進行中のプロセスであり、従って事務局としていつ頃これに対する結論が出るのかという確たる見通しはない。

融資機関共同コンサルタントの調査状況について若干追加させていただくが、コンサルタントは融資機関が融資の検討、融資機関としての最終報告書を作成する際のサポートをするために採用している方々であり、財務省としてはコンサルタントの活動状況の途中経過を聴取する立場にはない。むしろ、EBRDの審査等の結果できあがった最終報告書、理事会ペーパーになるかもしれないが、そこに出てくる評価の方が大切なのではないかと思う。

MOF 斎藤：

質問2だが、専門家会合については、EBRDもそうだと思うがJBICの方にもこのような趣旨は伝えたいと思う。専門家間で意見が異なる場合には、専門家同士で問題解決に向けて建設的な議論が行われる事は、我々にとっても有意義であると考えている。サハリンエナジー社が提案している専門家会合についても、有意義な議論が行われた結果、オオワシ法、プラント輸出代用計画の充実といったことに寄与することを期待している。

質問3だが、今年の10月23日にハバロフスクで開催された「第五回日露渡り鳥等保護・研究会議」において、日本側からサハリン地域でオオワシ・ハマシギ等の生息状況を把握するための共同研究を行うこと、そして、その研究計画を協議するための会合を来年サハリン地域で行うといったことを提案しており、それを今後検討していくことになる環境省より伺っている。それから、11月16日小池環境大臣が、環境庁と林野庁が世界自然遺産地域として推薦を決めた知床を視察し、オオワシなどについて種の保存法に基づき保護・増殖事業に取り組むといった旨の発言をされた環境省より伺っている。ただ、いずれの場合においても現時点では具体的に内容を起こすには至っていないと伺っており、今後環境省で検討が進展するのに応じて、必要な情報公開等を行っていききたいと考えている。

神崎：

質問が1点あるのだが、最後のオオワシ保護については、我々が情報提供をするまでもなく、すでに財務省の方で環境省と連

絡を取り連携・情報交換を行っていると考えてよいのか。

MOF 品川：

開発金融課の品川です。オオワシの件は政務課の斎藤より説明をしたが、本件については環境省自然環境局野生生物課で扱われており、これまでに何回かやり取りを行っている。ただこの話を聞いてはいるが、環境省側から、例えばロシアとの共同研究についても、ロシア側でそのことについて検討するという形で提案があるかどうか分からないとの説明を伺っている。連携というよりは、今後さらに進んだ際には、またぜひ情報公開等を行っていききたい。

神埼：

これは、国として計画を立てたり提案をしたりしているものであり、これが進んだ際に、融資を実際に行っている財務省と環境省との連携が取れていなければいけないと危惧していたのだが、環境省との情報交換が行われていることを知り良かったと思っている。

もう1点は、このような情報提供は各金融機関が融資を判断するのに重要になると思うが、これは機関課の話になると思うのだが、我々の方からも情報提供をしたいと思うが、日本ではこのような動きがあるということ、財務省の方からも日本が保護について真剣に考えているということ伝えていただきたい。また、具体的にプロジェクトの中でも活かしていただきたいと思っている。

松本（郁）：

我々は専門家会合を具体的に実現したいと思っており、専門家会合の議論の中身が実際にどのように融資の判断に反映されるのかを気にしている。今の段階ではEIAの質に問題が多く、野生生物の情報の収集に不備がある点、対策が全く考えられていない点などがあり、この点に関して、オオワシやハマシギといった天然記念物として指定されている種に関しては保護をして行こうというような政策が取られているような貴重種であり、プロジェクトが進むことによって日本政府がこれらの種にダメージを与えることを支援してしまうことを避けるためにも、専門家会合をなるべく早く実現できるよう、財務省からも力添えをしていただきたい。

また、ロシアにおいてはこのプロジェクトそのものが提訴されており、これに関しても融資に直接関係するところだと思うので、慎重に対応していただきたい。

MOF 石井：

最後の点なのだが、NGO側の対応としてサハリンエナジー社にそのような提案はされているのか。

神埼：

以前からしている。むしろサハリンエナジー社よりそのような提案をいただいている。

MOF 石井：

そのようなことではなく、特にEBRDやJBICを入れるよう質問をしているようだが。

神埼：

プロセスについては、実際に9月に資料集が送られたときにそのような提案があり、我々はそのプロセスが重要であると思っているところを話した。その時の問題を踏まえて我々が何を重要だと思っているか、問題解決のためにはどういう方法があるのかというのを考えた案なので、具体的に1つ1つの項目について挙げているかといわれるとそうではないのだが、今我々が事業者の方に押しつけていかなければいけない点だと思っている。ただ実際にEBRDやJBICが会合に参加することによってかなり独立性が保たれると思うので、そのようなことが行われれば良いと思う。

MOF 石井：

我々も専門家同士のしっかりした客観的な議論が行われることは重要だと思っており、このプロジェクトは我々も非常に重要なプロジェクトだと思っているので、しっかりしたものにしなければいけないと考えている。そのため、その専門家会合のプロセスに貢献できるのであれば、是非そういった様にしたいという気持ちは共有するところである。

EBRD の方にも、現場の感じでは考えてみても良いのではないかというようではある。せっかく行う以上は役に立つものにしななければならないと考えており、我々も EBRD が参加すれば質が向上し、よいものとなるのではないか。

神埼：  
よろしく願います。そこでは、油流出、オオワシといった問題が個別化されているが、問題はそれだけに留まらない。例えばオオワシが回避されればいいのか、他の野生生物はよいのかということそうではない。その点、専門家は多くおり統合してやって行くべきだと思うので、その点もあわせてお願いしたい。

以上

(記録：竹田、高橋)